

六ヶ所村奨学資金貸与制度のご案内

1 六ヶ所村奨学資金制度の目的

村内に住所を有する者の子弟で、就学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、有用な人材を育成するとともに教育の機会均等を図ること。

2 貸与額

種 類		貸与限度額(月額)
大学院	2年間	100,000円
大学	4年間	70,000円
短期大学	2年間	50,000円
専修学校	専門学校等(2年～3年間)	30,000円
高等学校	普通科等(3年間)	15,000円
	高等専門学校等(5年間)	50,000円
入学一時金		300,000円

※学校教育法に規定する学校以外は対象となりません(事前にご確認ください)

3 貸与の申請(申請者本人が学務課へ来庁のうえ手続きを行なってください)

ア 必要書類 <役場より配布> (各出張所備付の他、村ホームページからもダウンロード可)

- ① 奨学資金貸与申請書(別紙第1号様式)
- ② 家庭状況書(別紙第2号様式)
- ③ 振込依頼書

<各自準備>

- ① 令和2年の所得が分かる書類 (源泉徴収票、確定申告書控等)
※ 所得が分かる書類は、家族で収入のある方全員と連帯保証人の分です。
可能な限り原本をご持参ください(受付後返却いたします)。
- ② 健康診断書(学校で実施した健康診断書の写しも可)
- ③ 新入学生の場合は合格通知書(原本)、在学生の場合は在学証明書(原本)
- ④ 申請者の戸籍全部事項証明書もしくは戸籍謄本(原本)
- ⑤ 成績証明書(原本) ※中学生の場合は成績通知書の写し(全面)
- ⑥ 振込みを希望する通帳の写し(表紙と見開き1ページ目)

申請書受付期間

令和3年3月1日(月)～3月31日(水)【必着】

※期間以降の申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

イ 連帯保証人の資格等

貸与条件として、連帯保証人2名が必要になります。(1名は保護者でも可)

○ 本村に住所を有し、一定の職業を持ち独立の生計を営む 村税等の滞納がない者。

4 所得基準額

別紙所得基準額チェックシートにて事前に確認して下さい。

教育委員会学務課連絡先

〒039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475 六ヶ所村役場分庁舎2階
六ヶ所村教育委員会 学務課
電話番号 0175-72-8172(直通)